

## 福祉・介護職員等処遇（特定）改善加算に係る情報（見える化要件）

社会福祉法人大生福祉会

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改訂における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層すすめるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う障がい福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。これを受け、令和元年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### （算定要件）

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ② 職場環境要件について、複数の取り組みをしていること。
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへ掲載等と通じ「見える化」を行っていること。

### （上記③の見える化）

算定要件③の要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みを下記のとおり掲示します。

- ① 入職促進に向けた取り組み
  - ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
- ② 資質の向上やキャリアアップにむけた支援
  - ・ 働きながら介護福祉士当の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。
- ③ 両立支援・多様な働き方の推進
  - ・ 職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度の整備。
- ④ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による、個々の福祉・介護職員の気付きを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。